

# J.フロント健康保険組合公告

7 公 告 第 1 号  
令和 7 年 1 月 6 日

J.フロント健康保険組合  
理事長 松田 弘一

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定の当組合の令和 6 年 9 月 30 日における  
全被保険者平均の標準報酬月額は次のとおりです。

記

全被保険者平均の標準報酬月額      38 万円

したがって、任意継続被保険者の令和 7 年度の標準報酬月額は、  
その被保険者の資格喪失時の標準報酬月額と上記 38 万円とを比較  
し、低い額がその被保険者の標準報酬月額となります。

以 上